

愛媛労働局発表

平成 27 年 4 月 27 日

報道関係者 各位

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 荒瀬 雅夫
産業安全専門官 岸田 建夫
電話 089-935-5204 (内線 470)

平成 26 年の愛媛県における労働災害発生状況（確定）

[死傷者数の状況]

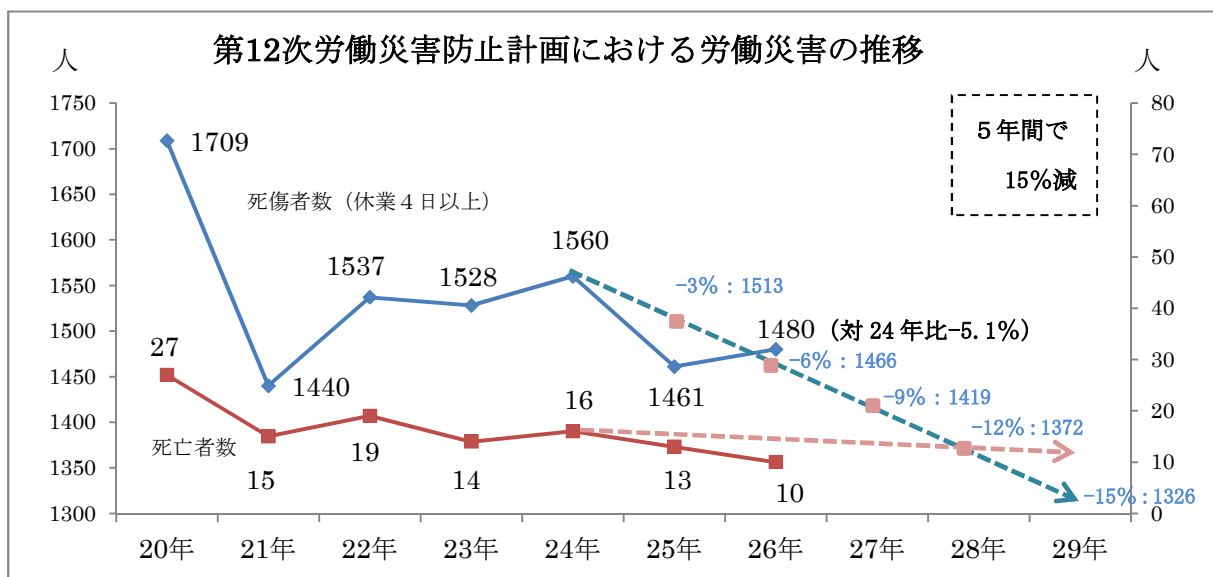
- 休業 4 日以上死傷者数は、1,480 人で、平成 25 年より 19 人（1.3%）増加。
- 業種別では、発生件数が多い業種のうち増加したものは、製造業が 481 人で 47 人（10.8%）増加、道路貨物運送業が 156 人で 8 人（5.4%）増加。特に製造業のうち食品製造業が 138 人で 26 人（23.2%）の大幅な増加。減少したものは、建設業が 181 人で 22 人（10.8%）減少、第三次産業が 519 人で 14 人（2.6%）減少。特に第三次産業では小売業が 143 人で 15 人（9.5%）減少したものの、社会福祉施設が 94 人で 10 人（11.9%）増加、飲食店が 33 人で 4 人（13.8%）増加。
- 事故の型別では、転倒災害 21.4%、墜落・転落災害 19.4%、はさまれ等 15.6%と三つの災害で 56.4%を占める。
- 増加の要因としては、平成 26 年の 1 月から 3 月に発生した休業 4 日以上死傷者数が 384 人で平成 25 年同時期比 48 人（14.3%）の増加と、この間における労働災害が多発したことなどが挙げられる。

[死亡者数の状況]

- 死亡者数は 10 人で対前年比で 3 人減少し、前年の過去最少を更新。
- 業種別では、道路貨物運送業 3 人、製造業 2 人、建設業 2 人、清掃業 2 人、鉱業 1 人で、特に道路貨物運送業が 3 人増加と目立っている。
- 事故の型別では、墜落・転落災害 6 人、交通事故 2 人、飛来・落下 1 人、その他 1 人。（その他は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患によるもの）。
- 過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患によるものが 1 人。

[今後の災害防止対策等]

- 愛媛労働局においては、本年、年間死亡者数を 9 人以下とすること、年間死傷者数を平成 24 年と比べ 9%以上減少させることを目標に掲げ、「アンダー 9（ナイン）運動」に取り組む。主な重点対策は以下のとおり。
 - ・ 製造業に対する機械のはさまれ対策
 - ・ 建設業に対する足場からの墜落・転落対策
 - ・ 道路貨物運送業に対する荷役作業ガイドライン（※1）に基づく安全対策
 - ・ 業種横断的な対策として「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（※2）及び交通労働災害防止対策



第11次労働災害防止計画期間 平成20年～平成24年	第12次労働災害防止計画期間 平成25年～平成29年
目標 死傷 1,513人 (5年間で-15%)	目標 死傷 1,326人 (5年間で-15%)
実績 死傷 1,560人 (-12.4%) (内数死亡 16人 (38.5%))	実績 H25年: 1,461人 (対前年-6.3%) H26年: 1,480人 (対前年+1.3%)

※1 <陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請け事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。

※2 <「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」>

休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間として、安心して働ける職場環境の実現を目指します。

また、高齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。

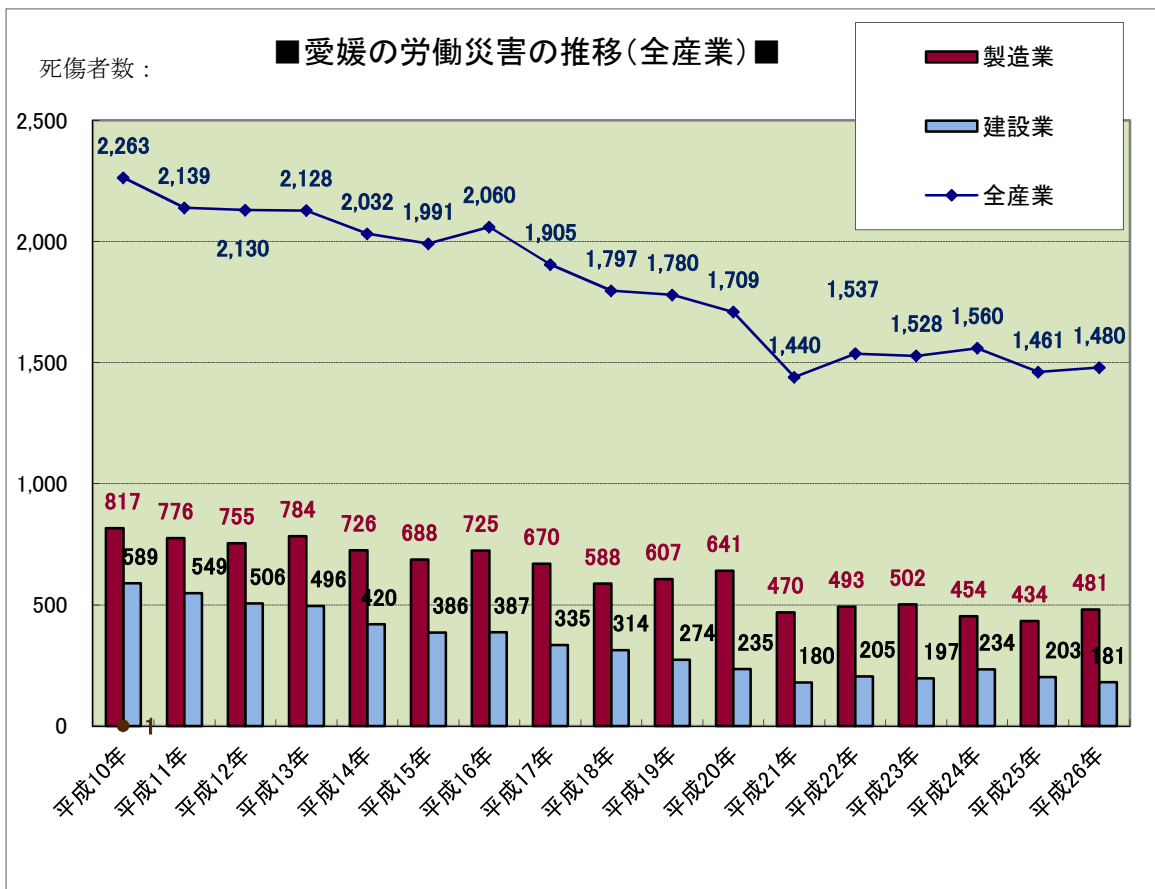
労働災害の分析と労働災害防止対策など

1 死傷災害

(1) 死傷者数の推移

愛媛県下の労働災害による全産業の休業4日以上死傷者数は、昭和50年代には5,000人台で推移していましたが、その後長期的に減少傾向にあり、平成21年に過去最少の1,440人となった後、平成22年以降1,500人台で推移し、平成25年は過去2番目に低くなりました。

平成26年の死傷者数は、1,480人で、平成25年の1,461人よりも19人(1.3%)増加しています。



※ 休業4日以上労働災害が発生した事業場から後日提出される報告によって死傷者数を集計しています。(12月末速報値との差が生じています。)

なお、確定値は翌年の3月末までに提出された報告及び当年中に被災し、翌年の3月末までに死亡した場合なども集計しています。

(2) 主な業種別の発生状況

製造業では前年同時期から 47 人増加し 481 人（全産業に占める比率は 32.5%、以下同じ。）で最も多く、次いで前年同時期から 22 人減少した建設業が 181 人（12.2%）で、この 2 業種で全体の半数近く（44.7%）を占めています。製造業・建設業以外の主な業種の増減を見ると、林業、商業ではそれぞれ減少しましたが、道路貨物運送業、社会福祉施設、接客娯楽業では増加しました。

■業種別の死傷者数■ (人)

	平成 26 年	平成 25 年	増減数	増減率 (%)
製造業	481	434	+47	+10.8%
建設業	181	203	-22	-10.8%
道路貨物運送業	156	148	+8	+5.4%
林業	48	51	-3	-5.9%
商業	175	189	-14	-7.4%
うち小売業	143	158	-15	-9.5%
保健衛生業	138	138	±0	—
うち社会福祉施設	94	84	+10	+11.9%
接客娯楽業	64	53	+11	+20.8%
うち飲食店	33	28	+5	+17.9%
上記以外	237	245	-8	-3.3%
全産業計	1,480	1,461	+19	+1.3%

(3) 事故の型別発生状況

労働災害の死傷者数を事故の型別に集計すると、「転倒」が 316 人（21.4%）で最も多く、「墜落・転落」が 287 人（19.4%）、次いで、「はさまれ・巻き込まれ」が 231 人（15.6%）の順でした。

■事故の型別死傷災害発生状況（平成 26 年）■ (数字は死傷者数)

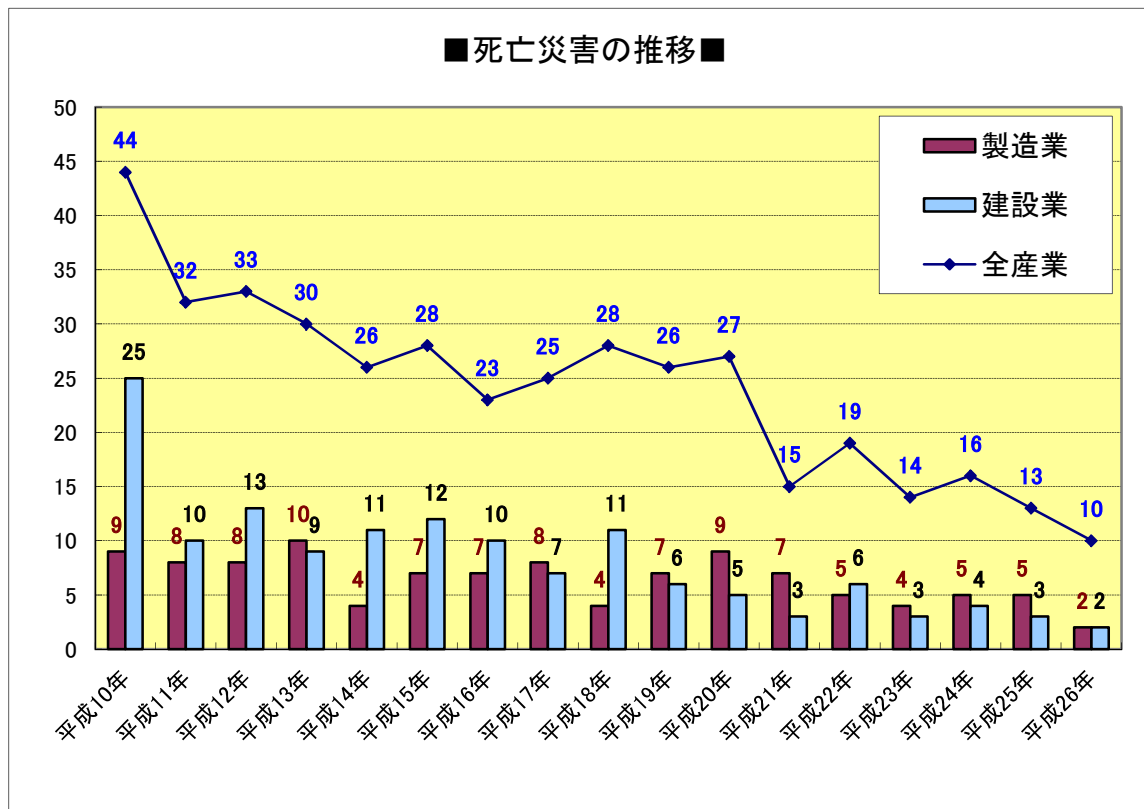
業種	1 位	2 位	3 位
製造業	はさまれ・巻き込まれ 148	転倒 81	墜落・転落 54
建設業	墜落・転落 74	飛来・落下 20	はさまれ・巻き込まれ 18
道路貨物運送業	墜落・転落 54	転倒 23	交通事故 17 動作の反動・無理な動作 17
林業	切れ・こすれ 14	墜落・転落 8 転倒 8	—
小売業	転倒 46	動作の反動・無理な動作 21	墜落・転落 19
社会福祉施設	転倒 34	動作の反動・無理な動作 26	交通事故 11
飲食店	切れ・こすれ 10	転倒 8	高温・低温の物との接触 7

全産業	転倒 316	墜落・転落 287	はさまれ・巻き込まれ 231
-----	--------	-----------	----------------

2 死亡災害

(1) 死亡者数の推移

県下の死亡者数は、昭和45年の97人を最多に、その後、減少に転じ、平成21年以降は20人未満で推移しており、平成25年には過去最少の13人となりましたが、平成26はさらに減少し、10人となりました。



(2) 業種別の死亡災害発生状況

道路貨物運送業で3人発生して最も多く、製造業、建設業、清掃業において2人ずつ、鉱業において1人発生しました。

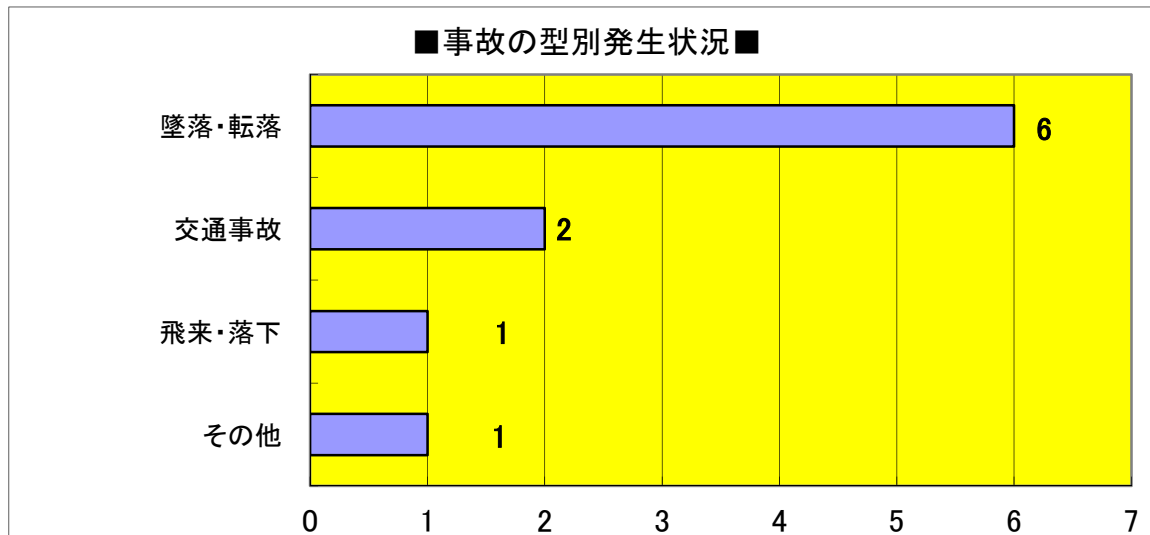
死亡者数が増加した業種は道路貨物運送業で3人増加しましたが、製造業は3人、建設業は1人、商業は2人減少しました。

■業種別の死亡者数■ (人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
製造業	9	7	5	4	5	5	2
建設業	5	3	6	3	4	3	2
道路貨物運送業	4	0	2	0	2	0	3
林業	0	2	2	2	3	0	0
商業	2	3	1	3	2	2	0
上記以外	7	0	3	2	0	3	3
全産業	27	15	19	14	16	13	10

(3) 事故の型別の死亡災害発生状況

「墜落・転落」災害が6人(60.0%)と最も多く、次いで「交通事故」災害が2人(20.0%)、「飛来・落下」災害及び「その他」(過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患)がともに1人(10.0%)となっています。



3 「アンダー9 (ナイン) 運動」について

平成 27 年においては、労働災害を減少に転じさせるため、死傷者数の大幅な減少と年間死亡者数を9人以下とすること及び第 12 次労働災害防止計画の目標である平成 24 年と比べ平成 29 年までに死傷者数の 15%以上減少を達成するため、平成 27 年の目標を平成 24 年と比べ年間死傷者数を 9%以上減少させることとして、「アンダー9 (ナイン) 運動」と称して取り組んでいます。

4 安全衛生優良企業公表制度について

安全衛生優良企業公表制度とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業を、厚生労働省が認定・公表するもので、平成 27 年6月から申請の受付を開始する予定です。認定を受けるには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

厚生労働省の労働安全衛生に関する情報サイト「職場のあんぜんサイト」内に、「安全衛生優良企業公表制度」のページが追加されました。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

○ 主なコンテンツ

- ・安全衛生優良企業公表制度の概要
- ・安全衛生優良企業診断
- ・安全衛生優良企業の紹介 (平成 27 年 6 月以降)



○ 優良企業公表申請に向けた流れとページの活用

平成 27 年 6 月の制度開始以降は、認定を希望する企業の方は、このページで「自己診断」* を行い、自社の安全衛生への取組が申請レベルに達していることを確認の上、企業本社を管轄する労働局へ申請を行っていただくことになります。

* 自己診断は、優良企業として必ず満たす必要のある第 1・第 2 の項目と、企業の積極的な取組を評価する第 3 の項目に分かれており、質問（約 70 問）に回答する形式です。

